

世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 平成13年12月10日条例第68号</p>	<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例 平成13年12月10日条例第68号</p>
<p>改正</p> <p>平成14年12月6日条例第68号 平成15年3月13日条例第29号 平成18年3月14日条例第40号 平成18年12月19日条例第87号 平成19年6月25日条例第41号 平成21年9月30日条例第38号 平成24年3月6日条例第23号 平成24年10月2日条例第42号 平成24年11月30日条例第46号 平成25年12月10日条例第57号 平成29年3月7日条例第19号 平成29年6月26日条例第33号 <b>平成31年3月5日条例第15号</b></p>	<p>改正</p> <p>平成14年12月6日条例第68号 平成15年3月13日条例第29号 平成18年3月14日条例第40号 平成18年12月19日条例第87号 平成19年6月25日条例第41号 平成21年9月30日条例第38号 平成24年3月6日条例第23号 平成24年10月2日条例第42号 平成24年11月30日条例第46号 平成25年12月10日条例第57号 平成29年3月7日条例第19号 平成29年6月26日条例第33号</p>
<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例</p>	<p>世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例</p>
<p>目次</p>	<p>目次</p>
<p>第1章 総則（第1条 第6条） 第2章 建築計画の届出及び協議等（第7条 第9条の2） 第3章 住環境の整備及び周辺環境への配慮（第10条 第16条） 第4章 集合住宅等建築物に関する措置（第17条 第20条） 第5章 ワンルームマンション建築物に関する措置（第21条 第24条） 第6章 特定商業施設に関する措置（第25条・第26条）</p>	<p>第1章 総則（第1条 第6条） 第2章 建築計画の届出及び協議等（第7条 第9条の2） 第3章 住環境の整備及び周辺環境への配慮（第10条 第16条） 第4章 集合住宅等建築物に関する措置（第17条 第20条） 第5章 ワンルームマンション建築物に関する措置（第21条 第24条） 第6章 特定商業施設に関する措置（第25条・第26条）</p>

改正後	改正前
<p>第7章 長屋に関する措置（第27条 第31条）  第8章 雑則（第32条 第38条）  附則</p>	<p>第7章 長屋に関する措置（第27条 第31条）  第8章 雑則（第32条 第38条）  附則</p>
<p>第1条～第3条 略  （適用除外）</p>	<p>第1条～第3条 略  （適用除外）</p>
<p>第4条 前条の規定にかかわらず、この条例の規定は、次に掲げる建築については、適用しない。  （1）都市計画法に基づく都市計画事業に係る建築  （2）法第85条に規定する仮設建築物の建築 <b>又は法第87条の3に規定する建築物の建築</b>  （3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める建築物の建築</p>	<p>第4条 前条の規定にかかわらず、この条例の規定は、次に掲げる建築については、適用しない。  （1）都市計画法に基づく都市計画事業に係る建築  （2）法第85条に規定する仮設建築物の建築  （3）前2号に掲げるもののほか、規則で定める建築物の建築</p>
<p>第5条～第27条 略  （自転車等駐車施設の附置）</p>	<p>第5条～第27条 略  （自転車等駐車施設の附置）</p>
<p>第28条 長屋の建築をしようとする建築主は、当該長屋又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、自転車及び原動機付自転車のための駐車施設（以下「自転車等駐車施設」という。）を附置するよう努めなければならない。  2 前項の場合において、当該建築主は、その敷地内に自転車等駐車施設を設置するときは、当該自転車等駐車施設を、道路から各住戸の主要な出入口までの敷地内の通路の有効幅員が <b>東京都建築安全条例（昭和25年東京都条例第89号。以下「都建築安全条例」という。）第5条第1項各号に規定する通路の幅員の数値</b>未満となる位置に設置してはならない。 <b>ただし、同条第3項の規定による認定を受けた場合の当該認定に係る長屋の敷地については、この限りでない。</b>  （廃棄物等保管場所の位置）</p>	<p>第28条 長屋の建築をしようとする建築主は、当該長屋又はその敷地内に、規則で定める基準に従い、自転車及び原動機付自転車のための駐車施設（以下「自転車等駐車施設」という。）を附置するよう努めなければならない。  2 前項の場合において、当該建築主は、その敷地内に自転車等駐車施設を設置するときは、当該自転車等駐車施設を、道路から各住戸の主要な出入口までの敷地内の通路の有効幅員が <b>2メートル</b>未満となる位置に設置してはならない。  （廃棄物等保管場所の位置）</p>

改正後	改正前
<p>第29条 長屋の建築をしようとする建築主は、当該長屋の敷地内に廃棄物等保管場所（一時的に設置されるものを除く。）を設置する場合は、当該廃棄物等保管場所を、道路から各住戸の主要な出入口までの敷地内の通路の有効幅員が<u>都建築安全条例第5条第1項各号に規定する通路の幅員の数値</u>未滿となる位置に設置してはならない。<u>ただし、同条第3項の規定による認定を受けた場合の当該認定に係る長屋の敷地については、この限りでない。</u></p>	<p>第29条 長屋の建築をしようとする建築主は、当該長屋の敷地内に廃棄物等保管場所（一時的に設置されるものを除く。）を設置する場合は、当該廃棄物等保管場所を、道路から各住戸の主要な出入口までの敷地内の通路の有効幅員が<u>2メートル</u>未滿となる位置に設置してはならない。</p>
<p>第30条～第38条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成14年5月2日以後に行われる世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年12月世田谷区規則第65号）第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年東京都規則第159号）第5条第1項各号のいずれかの行為又は第7条第2項各号のいずれかの行為に係る建築物の建築について適用する。</p> <p>附 則（平成14年12月6日条例第68号）</p> <p>1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定は、平成15年3月1日以後に行われた世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年12月世田谷区規則第65号）第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年東京都規則第159号）第5条第1項各号のい</p>	<p>第30条～第38条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。</p> <p>2 この条例は、平成14年5月2日以後に行われる世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年12月世田谷区規則第65号）第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年東京都規則第159号）第5条第1項各号のいずれかの行為又は第7条第2項各号のいずれかの行為に係る建築物の建築について適用する。</p> <p>附 則（平成14年12月6日条例第68号）</p> <p>1 この条例は、建築基準法等の一部を改正する法律（平成14年法律第85号）の施行の日から施行する。</p> <p>2 この条例による改正後の世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例の規定は、平成15年3月1日以後に行われた世田谷区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年12月世田谷区規則第65号）第5条各号のいずれかの行為、東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則（昭和53年東京都規則第159号）第5条第1項各号のい</p>

改正後	改正前
<p>いずれかの行為又は同条例第7条第2項各号のいずれかの行為（以下「区規則、都規則又は条例に規定する行為」という。）に係る建築物の建築について適用し、同日前に行われた区規則、都規則又は条例に規定する行為に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p>	<p>いずれかの行為又は同条例第7条第2項各号のいずれかの行為（以下「区規則、都規則又は条例に規定する行為」という。）に係る建築物の建築について適用し、同日前に行われた区規則、都規則又は条例に規定する行為に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成15年3月13日条例第29号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成15年3月13日条例第29号） この条例は、平成15年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成18年3月14日条例第40号） この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成18年3月14日条例第40号） この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成18年12月19日条例第87号抄） （施行期日）</p>	<p>附 則（平成18年12月19日条例第87号抄） （施行期日）</p>
<p>1 この条例は、平成18年12月20日から施行する。ただし、附則第4項の規定（第7条第2項第6号の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。</p>	<p>1 この条例は、平成18年12月20日から施行する。ただし、附則第4項の規定（第7条第2項第6号の改正規定に限る。）は、公布の日から施行する。</p>
<p>附 則（平成19年6月25日条例第41号） 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成19年6月25日条例第41号） 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。</p>
<p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第7条第1項及び第2項の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p>	<p>2 この条例の施行前にこの条例による改正前の第7条第1項及び第2項の規定による届出がなされた計画に係る建築物の建築については、なお従前の例による。</p>
<p>附 則（平成21年9月30日条例第38号） 1 この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>附 則（平成21年9月30日条例第38号） 1 この条例は、公布の日から施行する。</p>
<p>2 この条例による改正後の第7条第2項第7号の規定は、平成21年11月1日以後に行われる同号に掲げる行為に係る建築物の建築について適用する。</p>	<p>2 この条例による改正後の第7条第2項第7号の規定は、平成21年11月1日以後に行われる同号に掲げる行為に係る建築物の建築について適用する。</p>
<p>附 則（平成24年3月6日条例第23号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p>附 則（平成24年3月6日条例第23号） この条例は、平成24年4月1日から施行する。</p>
<p>附 則（平成24年10月2日条例第42号）</p>	<p>附 則（平成24年10月2日条例第42号）</p>

改正後	改正前
<p>この条例は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年11月30日条例第46号）</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。（平成24年11月規則第103号で、同24年12月4日から施行）</p> <p>附 則（平成25年12月10日条例第57号）</p> <p>この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月7日条例第19号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年6月26日条例第33号）</p> <p>この条例は、平成29年10月1日から施行する。</p> <p><b>附 則（平成31年3月5日条例第15号）</b></p> <p><b>この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。</b></p>	<p>この条例は、平成25年1月1日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年11月30日条例第46号）</p> <p>この条例は、規則で定める日から施行する。（平成24年11月規則第103号で、同24年12月4日から施行）</p> <p>附 則（平成25年12月10日条例第57号）</p> <p>この条例は、平成26年3月1日から施行する。ただし、第7条第2項第5号の改正規定は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年3月7日条例第19号）</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成29年6月26日条例第33号）</p> <p>この条例は、平成29年10月1日から施行する。</p>